令和3年度いじめの未然防止をめざした生徒指導~児童生徒が安心感をもって生活できる学校・ 学級~

学校名	子級~ いじめ未然防止策
龍ケ崎小学校	いじめの未然防止のために、いじめを「しない・させない・ゆるさない」という <u>「龍小スマイル宣言」をクラスに掲示し、唱和を毎日行う</u> ことで、児童のいじめに対する認知を高めている。また、学校独自の <u>「表彰簿」によって、児童の自己有用感を高め</u> 、学級活動や特別の教科道徳の授業などを通して、どのような言動や行動がいじめにつながるのか継続的に指導している。 <u>職員間では、小さな事でも報告連絡相談確認をしながら、できる限りその日のうちに解決</u> するよう組織としての対応に努めている。また、日頃の見取り、相談活動やQ-U調査の分析、学校生活アンケートから人間関係等を多面的に分析し、ケース会議を通して、全職員で支援に当たっている。
大宮小学校	・2ヶ月ごとにアンケート調査と全児童と教育相談を実施する。 ・休み時間の児童観察。空き時間における各学級の見回り。 ・担任と生徒指導主事による情報交換や相談の場を設け、得た情報を管理職に報告する。 ・終会や会議では全職員による共通理解の場を設ける。 ・若手教員を対象に、学級経営の諸問題を助言、指導する。 ・生徒指導の目標と関連させた道徳科の学習内容を提案し、実践する。・コロナ差別や偏見に関する内容の指導をする。(道徳科、学活)・保護者への啓発(SNSやオンラインゲームについて)学年だよりに掲載する。 ・「家庭で話し合おう!『スマホ・タブレット・オンラインゲーム機の使い方』」を実施する。 ・「メディアとの付き合い方」に関する授業を実施する。(高学年)・職員への啓発(SNSやオンラインゲームについて)職員会議要項に掲載する。
八原小学校	・道徳の授業を中心にして、「思いやりのある児童」の育成を図る。相手を尊重し、相手の立場を考えることができるよう指導する。また、考え、議論し、自分ごととしてとらえられるように道徳の授業を実践する。・帰りの会等で友だちの良い所を発表する、「今日のキラキラ」活動を実施する。・月に1回学校生活アンケートを取り、児童と面談を行うことで、いじめ等の早期発見・早期解決に努める。・スマートフォンやSNSの使い方について注意喚起するための授業を計画的に実施する。・新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止のために、学級活動等を通して指導を行う。・情報の共有を図るため、生徒指導部会の定期的な開催。
馴柴小学校	・ <u>あったか言葉とチクチク言葉の授業実践</u> をし、人権意識を高める。 ・ <u>委員会活動による「チクチク言葉追放キャンペーン」</u> 「進んであいさつを しようキャンペーン」を実施し、 <u>他者を意識した言葉遣いを考えさせ、実践</u> する力を育てる。 ・週目標の取り組みによって、人権意識を高める。 ・模範となる <u>教職員の言語環境</u> を高める。 ・第5学年「非行防止教室」においてスマートフォンの使い方を中心に情報 モラル講習会を行う。

川原代小学校	・「冷やかし、からかい、悪口、文句など」については、「よい子の木」の 掲示や帰りの会で「ベストフレンド」を発表することで、互いを認め合い、 助け合う学級集団の育成に努める。 ・児童によるあいさつ運動や係活動、児童会活動を活性化し、母校を愛し、 地域の一員として自分の力を生かそうとする児童の育成に努める。 ・高学年を対象にケータイ・ネット教室を開き、情報モラルについて考える 機会を設ける。 ・毎月「生活アンケート→教育相談→生徒指導協議会」を行い、組織として 対応する体制作りをする。 ・必要に応じて、ケース会議を開くなど柔軟に対応する体制を作る。
龍ケ崎西小学校	・人権意識の啓発といじめの防止を目的とした <u>「リーフリボン集会」</u> , 「リーフリボンフォーラム」の開催。(愛宕中学校との連携) ・全児童でいじめの撲滅を目指す <u>「あったか学校宣言文」の唱和</u> と良好な友 達関係を築くための <u>「プラストーク」</u> の見直し。 ・学校生活アンケートと担任の聞き取りによるSNSをめぐるトラブルの把 握及びICTサポーターを活用した情報モラル教育の実施。 ・学校生活アンケートに基づくいじめ防止委員会の開催
松葉小学校	・Q-Uテストの結果を分析し、いじめの未然防止を図る。 ・毎月実施する「いじめアンケート」を活用したり、毎月教師が「いじめチェックリスト」を基に学級を振り返ったりし、随時教育相談を実施する。 ・道徳の内容項目「C 公正、公平、社会正義」のいじめに関する内容について指導する。特にいじめとふざけがどう違うのかなど、どのような行為が相手を傷つけるかを考えさせる道徳の授業を実施する。 ・ソーシャルスキルトレーニングを念頭に置いた指導を継続して行うことで、児童に対人関係スキルを身に付けさせる。 ・学級でいじめ防止スローガンについて話し合い、教室内及び校内に掲示する。 ・学校で外部講師を招いてケータイ安全教室を実施したり、学級ごとに情報モラルに関する授業を行ったりすることで、SNSトラブルの未然防止を図る。
長山小学校	・企画委員会による「いじめ撲滅スローガン」を5月に作成し、全校へ紹介、掲示。 ・養護教諭やSC、SSW、相談員を含めた教育支援体制の充実。 ・クラス会議、構成的グループエンタウンターによる人間関係づくり。 ・学校生活アンケートによる実態把握、必要な児童への個別面談。 ・いじめに関する動画コンテンツを活用しての啓発。 ・上学年では、ゲームやケータイを使うとき家庭でのルールづくり。 ・道徳の授業の充実。 ・毎月の生徒指導ミニ通信で教員研修。
馴馬台小学校	・道徳の授業で、いじめや人権に関する内容を扱い、冷やかしやからかい、悪口や文句といった課題について考える時間を設定する。教材は、「小学道徳生きる力」に限定せず、学年や児童の実態に応じて幅広く選定する。・教室内に「よいところ見つけたよ」のコーナーを設け、友達のよいところをお互いに書き留め、掲示する。 ・各学級で「いじめ防止スローガン」を考え、放送による全校集会で発表する。また、多くの児童の目に触れる昇降口等に掲示し、いじめ防止に対する意識を高めていく。 ・情報モラル教育では、警察など外部機関から講師を招いて、SNSの危険性やタブレット等の適切な使用方法について学習する機会を設ける。・生活アンケートやQUテストを実施し、子どもたちの心の変化や不安感の早期発見に努める。また、児童間のトラブルや悩みに対しては、「その日のうちに解決する(児童の話に耳を傾ける、保護者に連絡する等)」ことを心がけ、管理職や生徒指導主事、担当学年の職員が連携し、問題解決に取り組む。

久保台小学校	・アサーショントレーニングにより、自己主張の3つのタイプである「攻撃タイプ」、「がまんタイプ」、「さわやかタイプ」について学ぶことで、さわやかな自己主張ができる児童を育成する。 ・帰りの会での「今日のMVP・褒め言葉のシャワー・幸せのビー玉」を継続することにより、友達の善い行いに気付ける児童を育成する。・「学校生活アンケート」、「茨城県いじめチェックリスト」を定期的に実施する。・いじめ防止委員会を校内年間予定に位置付けて実施する。
城ノ内小学校	毎週、職員終会では、生徒指導に関する情報を共有する時間を設けている。また、「日々の出来事」というファイルを作成し、生徒指導上気になる事が発生した場合には、時系列で発生から収束までの指導の経緯や情報を共有できるようにしている。児童の学校生活における問題を早期に発見するために、年2回「せんせいあのね」というアンケートを実施し、その後全児童に対して教育相談を行い、児童の悩みを理解できるようにしている。いじめが発見された場合には、いじめ問題対策委員会を開き、管理職、担当学年、生徒指導主事で今後の方針について話し合っている。自分の気持ちをうまく相手に伝える力を伸ばす手立てとして、「あったか言葉」活動の推進を図る。学級活動や道徳の時間と関連付けたり、中央委員会の活動として情報発信したりすることを行っていく。また、こども六法の本を利用して、いじめへの理解を深める学習も学年に応じて実施する。情報モラル教育として、クロームブックを利用して授業をする際に、個人が特定され得る写真の扱いや文章の扱いへの配慮が必要であることを、扱う度に発達段階に合わせて指導していく。また、長期休みの前などに、資料を活用してSNSの危険性を保護者や児童に注意喚起していく。

学校名	いじめ未然防止策
愛宕中学校	・生徒指導部会や職員集会を通じて、生徒指導に関する情報を共有している。また、迅速な対応が必要な場合には、学年主任を通じて全職員に情報が行き渡るような体制をと整えている。 ・定期的に二者面談を実施することで、落ち着いた環境の中で生徒が自分の現状について担任に話すことができるようにしている。 ・道徳、学級活動などの特別活動を通じて、他者に対する寛容な態度を育てたり、情報モラルについての知識を深めさせたりしている。 ・生活アンケートを実施することで、現状の把握に努めている。 ・保護者宛文書の中に情報モラルに関する情報を載せることで、家庭と学校の両面から生徒を見守ることができるようにしている。
城南中学校	・いじめアンケートを毎月第一週月曜日に実施している。 ・Q-Uテストの実施と分析を行い、生徒理解の一助として活用している。 ・養護教諭やSC、SSWや市さわやか相談員との情報共有と連携。 ・教師が生徒や保護者と「対話」する場をより多く設定する。 ・生徒指導部会で、いじめの早期発見に向けての情報共有を定期的に行う。 ・生徒指導部会での、いじめの積極的認知と対応策の検討を行う。 ・道徳教材の「プラットフォーム」を活用し、情報モラルの教育やアサーショントレーニングなどを行っていく。 ・ライフスキルトレーニングを取り入れ、コミュニケーション能力の向上を図る。 ・学級経営案に、いじめ未然防止に向けた方策を入れ、職員のいじめに対する意識を高める。
長山中学校	・学校生活アンケート、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-Uテスト)、教育相談の実施 ・職員による休み時間の見守りと放課後の下校指導の実施 ・道徳の授業を活用した人権教育の推進 ・生徒会本部・生活委員による「マナーアップあいさつ運動」「いじめ未然防止キャンペーン」「ピースリボン運動」の実施 ・生徒・保護者を対象とした携帯電話・スマートフォンの使い方教室の実施 ・いじめ未然防止を目指した「いじめ撲滅行動宣言」の掲示及び啓発 ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実 ・警察、民生委員児童委員との情報交換(学校警察連絡協議会・民生委員児童委員連絡会)・長山中学校区の三校による連携と情報交換(三校合同協議会など)
城西中学校	①城西ライフスキル学習の取組 自分と相手、双方を大切にした自己表現を身に付けることを目指している。 ②教師と生徒,生徒相互の良好な人間関係作り。 教師は生徒に対してほめ言葉、認める言葉を多くかける。良い面を学級便りや学年便り、ホームページで積極的に発信している。また、教師同士でも生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いの良さを発見できる心を育むことで自己肯定感を育む。 ③学校生活(いじめ)アンケートの実施 ④学校だよりを活用した「いじめ防止」への啓発生徒指導通信「ネバーギブアップ」の発行 ⑤関係諸機関との連携市教育センター及び所轄警察、こども課と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつことで連携を図る。 ⑥インターネットを通して行われるいじめに対する対策 メディア教育指導員による講演会を実施し、情報モラルの向上を図る。 (いじめstopit事案) 学年便りなどを使った家庭への啓発。

・定期的なアンケートやQ-Uテストの分析をもとにした担任による教育相談 ・週一回の生徒指導部会による生徒の情報共有や具体的な解決策の検討 ・生徒が身に付ける力を意識できる学習課題の提示と振り返りの充実、タブレット等のICT機 器活用による分かる授業づくり ・生命の尊重や自らの弱さを克服する心を育成するための考え議論する道徳科の授業の充実 中根台中学校 ・いじめ撲滅のための話合い活動(いじめ撲滅宣言) ・アンケート調査による,スマホ等の通信機器の所有状況の把握 ・タブレットの使用にあたり、トラブル未然防止を目指した、情報モラル教育 ・外部講師を活用したSNS等でのいじめ予防教育(Stop it, スクールロイヤー) 新型コロナウィルス感染症に対する誹謗中傷防止のための教育 ・毎週火曜日に実施している「いじめ防止対策委員会」(教頭,生徒指導主事,養護教諭,各 学年生徒指導部教諭, 龍の子さわやか相談員, スクールカウンセラーで構成) において, 各学 年の生徒指導に関する情報を共有すると共に, 部会終了後に授業参観をしている。 ・生徒会本部役員や城ノ内委員による「いじめ撲滅キャンペーン」の実施予定 ・生徒会本部役員や各部活動部員による「あいさつ運動」 ・C&S質問紙を活用し、学級集団の現状把握と個別支援を行う。 ・SNSの使い方やソーシャルメディアとの付き合い方、いじめ撲滅を題材とした、学級活動 や道徳等の授業を適宜実施している。 城ノ内中学校 ・いじめ等の実態把握のために、月例アンケートを実施し、個別面談を実施している。 ・外部講師を活用したいじめ予防教育(ストップイットジャパン、スマホ・ケータイ安全教 ・生徒指導だより、学年だより、HP等での保護者への啓発 ・学年職員を中心とした,休み時間等の見守り 民生委員児童委員との情報交換 ・全職員での下校指導,毎月1回地域の見守り隊の方々と連携した下校指導

令和2年度いじめ認知件数

			【小字校】		【中字校】	
1	いじ	めの認知件数	168	件	83	件
2	いじ	め解消等(認められない含む)の件数		件		件
3	上記	B2について,以下のいじめの態様別の件数(複数回答)				
			【小学校】		【中学校】	
	ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<u>107</u>	件	<u>62</u>	件
	1	仲間はずれ、集団による無視をされる。	11	件	6	件
	ゥ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	43	件	5	件
	エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7	件	7	件
	才	金品をたかられる。	0	件	1	件
	カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	15	件	7	件
	+	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	12	件	16	件
	ク	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	4	件	<u>21</u>	件
	ケ	その他	0	件	0	件

【参考】

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- ①.行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

子どもたちは「いじり」や「ちょっかい」と捉えているような行為であっても、対象となった子どもが苦痛を感じている場合は、その行為は「いじめ」となります。また、行為をされた子どもが、「自分はいじめられていない。」と言った場合であっても、「いじめ」ではないと判断するのではなく、本当に苦痛を感じていないか子どもの様子をきめ細かく観察して確認するということを、各学校に伝え、共通理解を図っている。

2 いじめ解消について

解消については、単に謝罪をもっての解消ではなく、次のことが満たしたものを解消とすることを基本としている。

- ①「いじめの行為が止んでいること」(3ヶ月 を目安とする)
- ②「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」